

9月29日（火）

平成 27 年 9 月 29 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	(同)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	(同)
22 番	押 川 修 一 郎	(同)
23 番	宮 原 義 久	(同)
24 番	黒 木 正 一	(同)
25 番	松 村 悟 郎	(同)
26 番	後 藤 哲 朗	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	井 上 紀 代 子	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	(同)
34 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
35 番	外 山 衛	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	中 野 廣 明	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	凶 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
公 安 委 員 長	山 崎 殖 章
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 英 征 明

◎ 常任委員長審査結果報告

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び決算議案の上程であります。

まず、議案第1号から第11号までの各号議案及び請願第2号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、清山知憲委員長。

○清山知憲議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号、第5号及び第10号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであり、69億8,900万円余の増額補正となっております。

この補正予算に要する歳入財源の主なものは、繰越金58億6,000万円余、国庫支出金5億8,300万円余であります。この結果、補正後の一般会計の予算規模は、7,048億4,100万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で1,800万円余の増額であり、特別会計を合わ

せた補正後の予算額は、131億3,200万円余となっております。

また、総務部の補正予算は、一般会計で58億3,600万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は、4,746億2,300万円余となっております。

このうち、新規事業「東九州新幹線調査事業費負担金」についてであります。

東九州新幹線は、福岡市を起点に、大分市・宮崎市付近を主要な経過地とし、鹿児島市を終点としているものであり、昭和48年に基本計画路線となったものの、これまで計画が凍結され、全く進展がない状況となっております。

このことについて当局より、「東九州新幹線の整備計画路線への格上げを図るためには、県民及び関係機関への周知や機運の醸成、九州内でのコンセンサスの形成等が必要であることから、その基礎資料とするため、東九州新幹線鉄道建設期成会が実施する調査の経費を大分県とともに負担するものである」との説明がありました。

しかしながら、計画路線となった当時から現在の社会情勢は大きく変化しており、将来における変容も同様のものと推測されます。今後、整備を進めた場合、相当の期間を要すると思われませんが、将来の交通形態の状況がどうか、また、並行在来線による県民の利便性の確保や財政負担、さらには、あらゆる選択肢の中から本県にとってより実現性の高いルートを検討すべきではないかなど、この基本計画路線の整備を推進するに当たっては、数々の課題があり、複数の委員から慎重な意見が相次いだところであります。

当委員会といたしましては、宮崎県における新幹線整備のあり方については、基本計画路線

にとらわれない議論が必要であり、また、調査結果によっては、県内での議論を踏まえ、整備計画推進の見直しもあり得ると考えております。

本事業の実施に当たっては、計画推進の是非を判断するために必要な、完成までの期間、財政負担、需要予測などの調査項目を十分に検討し、あくまで判断材料を得るための事業となるように強く要望いたします。

次に、新規事業「12県合同「いいね！地方の暮らしフェア」開催事業」についてであります。

これは、日本創生のための将来世代応援知事同盟に加盟する12県が、合同でイベントを開催し、首都圏の若い世代に地方暮らしの魅力をアピールするとともに、本県の住まいや仕事等の情報を発信し、移住先としての本県の魅力をPRするものであります。

このことについて委員より、「1日の経費としては多額であるので、多数の来場者に対し宮崎らしいアピールを行い、一人でも多くの方の本県への移住につながるよう取り組んでいただきたい」との要望がありました。

また、これに関連し別の委員より、「目的は宮崎に移住してもらうことである。イベントに来た、より多くの人に、どうやって本県へ目を向けさせ、その人たちにどうアプローチしていくか、また、次の手段をどう講ずるかが重要である」との意見がありました。

さらに、別の委員より、「このイベントは、多くの人に宮崎に興味を持ってもらう機会を与えるものとしては理解できるが、目的は宮崎に住んでもらうことである。ICTを活用し生活に密着した情報を全国に向け発信することが有効ではないか」との意見があり、当局より、

「インターネットからの情報入手が大きな割合を占めていることから、現在、移住情報サイトを見直しているところである。今後とも、より幅広い層に宮崎の情報を提供してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、情報提供のあり方からフォローアップに至る、一連の移住・U I Jターンにつながる取り組みについて、さらに工夫を凝らし、積極的に取り組んでいただくよう要望いたします。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、厚生常任委員会、後藤哲朗委員長。

○後藤哲朗議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件及び新規請願1件の計3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号については賛成多数により、議案第7号については全会一致により、請願第2号については賛成少数により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で5億7,800万円余の

増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は、1,044億5,400万円余となります。

このうち、地域医療介護総合確保基金事業についてであります。

このことについて委員より、「基金事業の中に、介護報酬の不正受給といった事案に対する防止策は含まれていないのか」との質疑があり、当局より、「不正受給といった事案は、小規模の事業者での発生が多く見られる。今回提案している雇用管理制度整備支援事業において、小規模の事業者を対象として、経営や労務管理等の指導・助言を行っていく中で、不正が発生しないような運営体制づくりを支援していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、介護報酬の不正受給未然防止対策が補正予算で提案されていることを評価いたしますとともに、多くの事業者で当該事業が活用されるよう、関係機関へ広く周知を図っていただくことを要望いたします。

次に、在宅介護に対する支援についてであります。

このことについて委員より、「在宅介護は、介護の負担のみならず、介護に伴って仕事をやめざるを得ない状況になるなど、家族への負担が大きい。国が在宅介護を推進していく流れがある中で、家族への介護手当を支給する制度等はないのか」との質疑があり、当局より、「介護保険制度の地域支援事業の中で、幾つかの市町村が介護手当等を支給しているが、任意事業であるため、支給要件がそれぞれ異なっており、全国一律の制度ではない」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減し、高齢化社会に対応できる環境づくりを進めていく観点から、家

族介護に対する支援のより一層の充実を、国へ強く働きかけていただくよう要望いたします。

次に、宮崎県がん対策審議会条例についてであります。

このことについて委員より、「審議会は委員12名以内で組織するとあるが、委員の内訳についてはどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「がん、がん医療等またはがんの予防に関する学識経験者を9名、個人情報保護に関する学識経験者を1名、がん医療またはがん検診を受ける立場にある方を2名で予定している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「審議会の所掌事務の一つとして、来年1月から開始される全国がん登録の実施についての意見を述べる事が挙げられている。県知事への届け出対象情報には個人情報が含まれており、それを利用することを鑑みると、個人情報の保護に関する学識経験者は1人では少ない」との意見がありました。

当委員会といたしましては、がんの罹患、診療等に関する個人情報は、適正な取り扱いが特に求められるべきものであることから、当該分野の学識経験者については、複数名への委嘱を検討していただくよう要望いたします。

次に、県立病院の医師・看護師確保に係る取り組みについてであります。

当局より、臨床研修医確保対策の一環として、県内外の医学生向けに実施している病院説明会や見学ツアー、さらには、看護学生が夏休みを利用して病院看護を体験するインターンシップ等の取り組み状況について報告がありました。

このことについて委員より、「県立病院は、全県レベルあるいは地域の中核を担う病院としての役割を果たし、県民の医療ニーズに応え

て、良質かつ安定した医療サービスを提供する必要があることから、今後とも、医師・看護師等の人材確保に向けた諸対策を講じていただきたい」との要望がありました。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、商工建設常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で7,900万円余の増額であります。この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は、642億4,400万円余となります。

次に、地域中核的企業の認定についてであります。

これは、域外から外貨を獲得し、地域の経済循環に寄与することができる企業を育成するため、中核的企業を認定し、産学官金の連携体制のもと、総合的かつ重点的に支援を行うものであり、今回、2つの中小企業が認定を受けたも

のであります。

このことについて委員より、「これから中核的企業を育成していくということだが、将来的には、今回認定された2社に加え、何社程度を育成していく予定なのか」との質疑があり、当局より、「毎年2～3社を認定していく予定であり、未来みやざき創造プランの長期戦略の中で、売上高5億円超10億円未満の企業10社、10億円超の企業10社、合計で20社を育成することを戦略目標として掲げている」との答弁がありました。

全事業所に対する中小企業の事業所の割合が99%を超える本県において、今後の県内経済の発展のためには、中小企業の支援・育成は不可欠であります。

当委員会といたしましては、この取り組みの効果が県内全域に幅広く行き渡るよう、中核的企業を認定・育成するとともに、中核的企業と県内中小企業間の技術的な連携や取引の拡大等を積極的に支援していただくよう要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で500万円の増額であります。この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は、708億100万円余となります。

次に、一ツ葉有料道路についてであります。

このことについて委員より、宮崎県道路公社の未償還金の状況及び償還後の有料道路方式の取り扱いについての質疑があり、当局より、「現在の公社の財務状況については、未償還金の解消に向けて順調に推移している。また、一ツ葉有料道路の料金の徴収期間は、国土交通大臣の許可を受け、平成32年2月までとしており、期間満了後は県に移管され、無料での通行

となる予定である」との答弁がありました。

これに対して委員より、「現在、一ツ葉有料道路の維持管理は通行料金収入により賄われているため、無料開放後は維持管理水準が下がってしまうことが懸念される。今後の維持管理のあり方について検討していく必要があるのではないか」との意見がありました。

当委員会といたしましては、移管後の道路の維持管理への影響を最小限に抑えるため、道路公社に対し、移管までに整備が必要な箇所の維持補修を計画的に行うよう指導するとともに、他県の同様事例における財源確保策を含めた維持管理のあり方について調査を進めていただくよう要望いたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 次は、環境農林水産常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億2,500万円余の

増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は、231億5,100万円余となります。

このうち、間伐推進加速化事業についてであります。

これは、これまでの林道を中心とした骨格的な路網の整備に加え、林業専用道や森林作業道を整備することにより、効率的な間伐を推進し、低コストな作業システムの確立を図るものであります。

当委員会といたしましては、路網整備による木材の安定的な供給は、林業・木材産業推進のために重要であり、木質バイオマスなどの森林資源の有効活用にもつながることから、今後も市町村等と連携して計画的に進めていただくよう要望いたします。

次に、第七次宮崎県森林・林業長期計画についてであります。

このことについて委員より、「森林の奥地に広葉樹の天然林等を保全して、野生動物の生育環境を整備すれば、農林作物への鳥獣被害が防止できるとの意見もある。杉を中心とした人工林を伐採した後の植栽はどのように行うのか」との質疑があり、当局より、「地域の状況に応じて、8割は再造林、2割は自然の力を活用した天然更新を計画している。天然林の保全にも努めながら、適正な森林管理を推進していきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「本県の人工林は伐採時期を迎えており、これを新たな山づくりのチャンスと捉え、多様で豊かな森林づくりに取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で3億4,600万円余、特別会計で1,800万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は、423億200万円余となります。

次に、公益社団法人宮崎県農業振興公社についてであります。

このことについて委員より、当公社が実施する農地中間管理事業への県の支援について質疑があり、当局より、「当公社では、事業目標の一つに農地集積を掲げて取り組んでおり、県も人的支援として、今年度から派遣職員を1名増員している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「農地集積、担い手の確保・育成、6次産業化など、当公社が今後の本県農業の振興のために果たすべき役割は非常に大きく、県民の関心・期待も高まっている。策定した目標の達成に向けて、県としても今後も積極的に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画についてであります。

このことについて委員より、「米づくりは、消費量や価格の低下により厳しい状況にあるが、今後の方向性をどう考えているか」との質疑があり、当局より、「需要のあるものをつくらなければ立ち行かない状況になっており、加工用米への転換等に取り組んでいる」との答弁がありました。

これに対して委員より、「現状をしっかりと把握し、儲かる農業に向けて知恵を出し合い、米づくりや水田利用のあり方について、新しい宮崎の方針を定めていただきたい」との要望がありました。

次に、ミラノ国際博覧会出展についてであります。

このことについて当局より、「宮崎牛や乾シイタケなどのPRを行い、来場者の試食アンケート結果も好評であった。ニーズ把握に努めながら輸出に向けて取り組んでいきたい」との報告があり、委員より、「ミラノへの出展が生産者の励みになったとも聞いている。今回得られた手応えや課題などを最大限に生かして、県産品の輸出につなげていただきたい」との要望がありました。

次に、畜産用おが粉についてであります。

このことについて委員より、「畜産敷料として使用するおが粉の実態調査を行ったところ、県全体の年間使用量の約7%が不足するとの推計結果が出たとのことだが、今後どう対応していくのか」との質疑があり、当局より、「県内製材業者等へ供給を依頼したところ、数社から地域貢献として協力をいただいた。今後は、5月に設置した相談窓口を通じて、農家への個別対応を強化し、地域内での需給調整を行うとともに、広域的な供給体制の構築や、代替資材の活用等に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、畜産農家が安心して経営できるよう、環境森林部と農政水産部が連携して、おが粉の安定供給に向けた対策に取り組んでいただくことを要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、文教警察企業常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第11号であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、少年非行の現状と対策についてであります。

このことについて複数の委員より、「全国的に少年による凶悪犯罪が相次いで発生しているが、生活環境等が大きく影響したケースが見受けられる。これを改善しない限り、犯罪が繰り返されると考えるが、事案にどのように対処しているのか」との質疑があり、当局より、「事案の背後関係や、犯行に至った原因等によっては、警察内部での連携はもちろんのこと、学校・警察相互連絡制度等による教育機関や少年警察ボランティアとの連携により対処している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、少年が犯罪を行う背景には、周囲の大人等の影響による場合もあることから、大きな犯罪を未然に防ぐために、少年警察ボランティア等と連携し、生活環境等の調査・改善についても積極的に取り組んでいただきますよう要望いたします。

次に、議案第11号「第二次宮崎県教育振興基本計画の変更について」であります。

これは、総合計画の改定を機に、これまでの施策の検証結果も踏まえ、全編にわたり見直しを行うものであります。

このことについて委員より、「県民一丸となってこの計画をどれだけ推進するかが重要で

あり、そのためには、県教育委員会と市町村教育委員会が足並みをそろえることが必要である」との意見があり、当局より、「当計画の作成に当たっては、全市町村に赴き、意見交換をしてきた経緯がある。計画の中でも、施策推進に当たっては、市町村教育委員会との連携を重視するとしている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、市町村教育委員会等との連携を強固なものにするとともに、積極的な事業化や事業の検証・改善を通して、計画の進捗管理を徹底し、成果目標の達成に努め、郷土愛や職業観、グローバルな視野などを身につけた、宮崎の未来を担う人財の育成促進に取り組んでいただくよう要望いたします。

また、別の委員より、2巡目国体の競技会場を県内全域へ分散することについて質疑があり、当局より、「競技会場については、県や市町村の施設、または仮施設を想定している。仮に不足する場合は、隣県の施設を使うことになると考えているが、今後、知事部局や市町村代表等も交えた準備委員会を立ち上げ、その議論の中で決定することになる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、競技会場等について市町村等と十分に意見交換を行い、実施段階においてそごがないよう、明確な計画を作成していただくことを要望いたします。

次に、平成27年度全国学力・学習状況調査の結果についてであります。

このことについて委員より、「当結果の分析を行い、教育方法の改善策を考えて、市町村教育委員会等に助言などを行うことが、県教育委員会の責務と考える」との意見があり、当局より、「各学校の状況は把握しており、現在、分析作業を行っている。よい取り組み事例や課題

等を分析し、市町村教育委員会とベクトルをそろえて、学力向上に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

本県の状況は、平均正答率は、小学校がほぼ全国の平均的な水準にあり、中学校が全国の平均的な水準を若干下回っているが、第二次宮崎県教育振興基本計画の成果目標として学力全国上位を掲げているため、学力向上への取り組みがより一層求められる状況にあります。

当委員会といたしましては、全県下の学校の状況を把握できるのは県教育委員会のみであることから、調査結果を詳細に分析し、教育施策の立案はもとより、教員の研修や人事等に生かすなど、さらなる学力向上につながる取り組みを要望いたします。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。〔降壇〕(拍手)

○星原 透議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕 ただいま議題となっております議案第1号、第5号、第9号、第10

号について、日本共産党を代表して、反対の立場から討論をいたします。

議案第1号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算」について述べます。

本議案は、69億8,999万円追加補正し、一般会計予算の総額を7,048億4,199万円に補正しようとするものであります。補正の多くの部分が県民生活にかかわる必要不可欠のものであります。以下の点が含まれており、同意できないものであります。

第1に、東九州新幹線調査事業費負担金500万円であります。

調査の目的は、東九州新幹線の整備に向けて、整備計画路線への格上げを図るためであります。本来、公共交通機関の整備については、調査の段階から政府の責任で行うべきものであります。東九州新幹線については、調査費をつけて調査するまでもなく、九州新幹線や長野新幹線の経緯や現状を見るなら、県民を苦しめる無謀な開発となることは明白であります。九州新幹線の建設費は、新八代一鹿児島中央間だけでも、当初の4,781億円が6,200億円に膨れ上がり、地元負担は、県だけでなく市町村にまで及びました。在来線の赤字区間は第三セクターの運営となり、在来線の施設は有償による譲渡となり、特急の運行は許されず、赤字経営は恒常化し、県民の足を奪い、財政的負担を強いることは必定であります。

2060年には、県の人口は70万から80万人と推計しており、費用対効果は大きく低下することは明瞭です。県民の願望は、在来日豊本線の複線化であります。整備計画路線への格上げを目的にして調査するために、調査の結果は、需要の予測や経済効果は桁外れに高目となり、建設費などは完成時の半分ほどに抑えられ、全体と

してはバラ色に描かれることになるでしょう。この種の事業の致命傷は、全国の事例が示しているように、当初はわずかな調査費から出発しますが、一度動き出したら、失敗することがわかっているにもかかわらず、とめることができない。とめる者も、責任をとる者もないのであります。

今日の本県の職員の体制と能力をもってすれば、今回調査しようとする項目は、事業にのせざとも立派に調査できるものと確信をいたしております。本事業からの撤退を強く求めるものであります。

第2に、地域医療介護総合確保基金事業に関する補正が計上されていることであります。

この事業は、医療介護総合確保推進法に基づくものであります。そもそもこの法律は、入院ベッド削減や介護抑制を本格化させる内容を含んでおります。これまで受けられていたサービスが受けられなくなる一方、保険料や利用料の負担を増加させ、病院から施設へ、施設から在宅へと流れをつくり、高齢者を病院や施設から追い出す内容となっております。

今回の補正は、病床を減らし、リハビリ施設等へ切りかえる整備費用などであります。

また、国が介護報酬を2.27%もマイナス改定したことで、介護現場にはさまざまな影響をもたらして始めております。介護従事者の確保に関する事業が組まれておりますが、一方で、従事者が働き続けられない、定着できない状況をつくりながら、その手当での事業を行うほど本末転倒なことはありません。

また、要支援1・2の方を保険給付から外し、全てをボランティアなどで対応させるなど、困難は目に見えております。

このように、県民の安心できる医療・介護の体制を根底から覆す医療介護総合確保推進法に

基づく諸事業には同意できません。

次に、議案第5号「宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例」について述べます。

本件は、いわゆる「マイナンバー法」の制定に伴い、所要の改正を行うものであります。

マイナンバー制度は、年間経費が民間分を含めると1兆円とも言われますが、利便性、必要性は大変乏しく、情報漏れ、不正の危険が高まることは必至であります。また、税の徴収強化や社会保障などのサービス抑制を行うことが狙いであり、こうした制度と関連するものであり、同意できません。

議案第9号「国営尾鈴土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について」であります。我が党は、国営事業について、その一部を市町村に負担させることについて同意できませんので、本議案に賛成できるものではありません。

議案第10号「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」、申し上げます。

創生法第9条に基づいて策定するものであります。策定された戦略の最大の特徴の一つが、基幹産業である農林水産業の、特に就業者が大幅に後退し、後継者問題も深刻な事態となっていること、また、出生率と深い関係にある所得の格差の拡大と広がりなど、その原因は全く述べられていないことであります。

したがって、原因をつかまないうまま戦略を立てるのでありますから、その内容は抽象的にしかならず、推進期間はわずか5年でありますから、施策は具体的でなければならないのに、ごく一般的であります。この戦略をもって、基幹産業が力を取り戻し、若者たちや子供たちのにぎわいがよみがえる確信はどこにもありません。

戦略の「人を育てる」という施策目標の中に、「子ども保険制度の創設を働きかけること」を掲げております。これは、子育てに要する経費を確保するため、新たに国民から保険料を徴収しようとするものであります。特に子育てにかかわる費用は税を充てるべきものであって、施策ごとに保険料を徴収することは邪道であり、政治の墮落とも言うべきものだと思います。こうした問題点を含んでおり、同意できるものではありません。

以上で討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。請願について、日本共産党を代表して討論を行います。

請願第2号「子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める請願」の不採択に、反対の立場で討論を行います。

今、子育て支援や子供の貧困対策等は、大きな課題として国も向き合わねばならない状況にあります。

本請願者は、毎年、県民の署名を添えて、健やかな子供たちの成長のために、子供の医療費の助成を、今回は、せめて義務教育の中学生までは無料にして、どの子ども生活環境に左右されず医療を受けられる体制を整えてほしいという切実な思いで請願を提出しておられます。県民の、この子育ての願い、思いをしっかり受けとめるのが県議会の役割ではないでしょうか。その上で、こうした県民の切実な要求を施策に生かし、予算をつけて県民の願いに応えていくのは、県当局、県政の務めです。県が、どれだけ子育て支援や子供の貧困対策等の位置づけを重視するかにかかっています。

群馬県や鳥取県などは、既に中学校卒業まで

の医療費無料化を実施しており、鳥取県は、第3子からの保育料まで無料化を行うとしています。高学年になれば少しずつ体力もついて、受診の頻度は少なくなると思いますが、早目の手当で重症化を防ぐ、そのことが医療費抑制にもつながるのではないのでしょうか。県内の自治体では、独自に、医療費助成を小学校卒業まで、中学校卒業までと拡大して実施しているところが趨勢です。

それは、子育て世代の深刻な暮らしの実態と切実な願いがあるからです。実質賃金は下がり続け、暮らしが困難な中、「少々の風邪ぐらいは我慢させている」などの声が聞かれる中、市町村は、地域経済の衰退やさまざまな困難を抱えながらも、「子育てしやすい町」「子育てを応援する町」を掲げ、対象年齢引き上げの努力をしています。こうした自治体の努力に県も応え、支援していくことが求められているのではないのでしょうか。

本来、国の施策で子供の医療費無料化は実施することが必要であり、今回の請願でも求めておられます。しかし、残念ながら国の施策はそこには達しておりません。ならば、国に積極的に要求するとともに、「子育て・子育て日本一」を目指す宮崎県であれば、安心して子供を生み育てられる環境を整えていくためにも、当然の施策として、子供医療費の助成充実は位置づけなければならないのではないのでしょうか。

そのためにも、県議会が、「子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める」同請願を採択することが何より重要であり、そのことは、既に閣議決定された少子化社会対策大綱に基づいた、国の制度創設を促すことにもつながります。

こうしたことも踏まえ、子育て支援を促進さ

せる県議会の責務として、請願者の思いをしっかりと受けとめることが重要であり、同請願の採択を強く求めるものです。

再度申し述べますが、県民の皆さんは、県政や国政への願い、要求を請願という形で県議会へ提出されるわけです。県民の負託を受けた県議会は、この県民の請願権を何より大事にして、その思いをしっかりと受けとめ、国政、県政につないでいくことがその役割ではないでしょうか。請願が受け入れられないのであれば、少なくともその理由を明確に示すことが、県民への誠実な態度であると思います。議員各位の賢明な御判断を切に求めて、討論を終わります。以上です。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号、第5号、第9号及び第10号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第5号、第9号及び第10号について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号から第4号まで、第6号から第8号まで及び第11号採決

○星原 透議長 次に、議案第2号から第4号まで、第6号から第8号まで及び第11号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第2号採決

○星原 透議長 次に、請願第2号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けまし

たので、事務局長に朗読させます。

後藤 哲朗

〔事務局長朗読〕

島田 俊光

平成27年 9 月29日

宮崎県議会議員 星原 透 殿

提出者 議会運営委員長 宮原 義久

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

地方自治法第180条第1項の規定に基づき知事において専決処分をすることができる事項の指定

議員発議案第2号

公共事業予算の確保と補正予算の編成を求める意見書

議員発議案第3号

ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書

議員発議案第4号

「災害ボランティア割引制度」の実現を求める意見書

平成27年 9 月29日

宮崎県議会議員 星原 透 殿

提出者 宮崎県議会議員 緒嶋 雅晃

押川修一郎

井上紀代子

宮原 義久

黒木 正一

太田 清海

河野 哲也

有岡 浩一

来住 一人

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第5号

森林資源の循環利用による林業の成長産業化の実現を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第5号まで

追加上程、採決

○星原 透議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第5号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○星原 透議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。〔卷末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 議案第23号から第27号まで上程

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第23号から第27号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔卷末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○星原 透議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 ただいま提案いたしました特別議案の御説明に先立ち、改めまして、台風18号による大雨等により各地で発生した災害におきまして、お亡くなりになられた方々とその御遺族に対し、衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

特に、宮城県、茨城県、栃木県では、大雨による河川の氾濫等により、8人のとうとい命が失われるとともに、多くの方々が避難生活を強いられる大災害となりました。

一日も早い被災者の生活再建と被災地域の復興をお祈り申し上げます。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、議案第23号「平成26年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」であります。

これは、平成26年度の一般会計と15の特別会計の決算について、地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このうち、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

決算の結果は、歳入5,856億3,588万9,000円、歳出5,739億2,639万1,000円となっており、翌年度への繰越事業に充当する財源を差し引いた実質収支は、58億6,070万6,000円となっております。

平成26年度の財政運営につきましては、本県を支える人材の育成、成長産業の育成加速化、防災・減災対策、健康づくりや子育て支援などに積極的に対応するため、必要な財源確保に取り組む一方で、人件費の抑制や投資的経費の重点化、一般行政経費の徹底した見直し等を行い、財政調整のための基金の取り崩し額の縮減や、臨時財政対策債を除く県債の発行抑制と残高の圧縮を図ったところであります。

しかしながら、年々増加する社会保障関係費に加え、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策等に多額の財政負担が見込まれる上、人口減少対策や地域経済の活性化にも積極的に取り組む必要があることから、本県財政は、今後とも厳しい状況が続く見通しとなっております。

このため、将来にわたって持続可能な財政構造への転換を図るため、引き続き、歳入・歳出両面からの徹底した見直しなど、財政改革の取り組みを進めていくこととしております。

議案第24号から第27号までは、平成26年度の電気事業会計、工業用水道事業会計、地域振興事業会計及び県立病院事業会計につきまして、地方公営企業法の規定に基づき、決算について議会の認定に付するものなどであります。

このほか、報告が3件ございますが、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、また、平成26年度宮崎県公営企業会計継続費精算報告書2件につきまして、地方公営企業法施行令の規定に基づき、それぞれ議会に報告するものであります。

以上、追加提案いたしました議案の概要等について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○星原 透議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす30日及び10月1日は、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、10月2日午前10時開会、決算特別委員会の設置から決算議案の委員会付託までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時56分散会

10月2日（金）

平成 27 年 10 月 2 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	(同)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	(同)
22 番	押 川 修 一 郎	(同)
23 番	宮 原 義 久	(同)
24 番	黒 木 正 一	(同)
25 番	松 村 悟 郎	(同)
26 番	後 藤 哲 朗	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	井 上 紀 代 子	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	(同)
34 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
35 番	外 山 衛	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	中 野 廣 明	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	凶 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博 昭
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 決算議案に対する質疑

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、決算議案に対する質疑及び決算特別委員会の設置から決算議案の委員会付託までであります。

まず、議案第23号から第27号までの各号議案を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑に入りますが、質疑についての発言時間は、1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。来住一人議員。

○来住一人議員 それでは、議案第23号「平成26年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」、質疑をいたします。

通告いたしました中に、私が所属する委員会にかかわる部分がありましたので、この分については割愛をさせていただきたいと思っております。

第1に、県土整備部長にお伺いをいたします。公営住宅使用料の収入未済額とその世帯数、そしてまた、滞納処分の状況などについて、報告をお願いしたいと思います。

○県土整備部長（図師雄一君） 平成26年度決算における公営住宅使用料の収入未済額は170万2,937円で、世帯数は31世帯であります。滞納処分につきましては、その都度適切に対応しております。以上でございます。

○来住一人議員 それでは第2に、農林水産業費の不用額の全体額とその主なもの、さらに、その不用額の不用になった主な理由について、報告をお願いしたいと思います。

○環境森林部長（大坪篤史君） 農林水産業費につきましての不用額は、全体で24億957万円余

でございます。この主なものにつきましては、森林整備加速化・林業再生事業に関して、事業主体が補助を辞退されたことや、入札の結果等の執行残によるものでございます。

○来住一人議員 それでは続いて、商工費についての報告をお願いしたいと思います。

○商工観光労働部長（永山英也君） 商工費の不用額は8,200万円余で、その主なものは、企業立地促進補助金において、企業の設備投資額や雇用者数が見込みを下回ったことや、食品開発センターのフード・オープンラボ整備事業において、入札による執行残が生じたことなどによるものであります。

○来住一人議員 土木費についてお願いします。

○県土整備部長（図師雄一君） 土木費についてであります。不用額は2億2,700万円余であります。この主なものは、国の直轄事業に係る負担金や、道路事業など補助公共事業等の確定額が見込み額を下回ったことなどによるものであります。

○来住一人議員 引き続き、教育費について、御報告をお願いします。

○教育長（飛田 洋君） 教育費についてであります。教育費は5億8,311万円余の不用額がありますが、主なものは、職員の人件費において、給与や職員手当などの実績が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

○来住一人議員 次に、商工観光労働部長にお聞きいたします。平成26年度に手だてをいたしました企業立地促進補助金の件数と総額について、そしてまた、補助金対象の従業員数とその従業員の中の非正規雇用者の数について、報告を求めます。

○商工観光労働部長（永山英也君） 平成26年

度に支出した企業立地促進補助金は、23社、2億7,955万6,000円となっております。また、補助金対象となった立地認定後の新規雇用の従業員数は599人で、そのうち、いわゆる非正規雇用者数は345人となっております。

○来住一人議員 最後に、環境森林部長でしょうか、低炭素・循環型社会への転換事業に関して5つの事業があったと思いますが、25年度より1億6,700万6,000円の減と決算はなっております。その理由についてお尋ねしたい。多分、他の事業に転化されたりしているのがあるのかなとは思いますが、御報告をお願いしたいと思っております。

○環境森林部長(大坪篤史君) 前年度より下がっています1億6,700万円余のうち約1億1,000万円の減につきましては、再生可能エネルギー等導入推進基金事業におきまして、25年度が10件の事業を実施したのに対して、26年度は5件であったためでございます。また、残りの約6,000万円の減につきましては、住宅用太陽光発電システム融資制度におきまして、システム価格の下落や民間の金融商品の普及等に伴いまして新規融資件数が減少したことから、金融機関への預託を減額したためであります。

○星原 透議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終わりました。

◎ 議員発議案送付の通知

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

平成27年10月2日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 議会運営委員長 宮原 義久
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第6号

決算特別委員会の設置について

◎ 議員発議案第6号上程、採決

○星原 透議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第6号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明及び質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第6号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、議員発議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第23号から第27号まで

決算特別委員会付託

○星原 透議長 次に、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

議案第23号から第27号までの各号議案について

では、ただいま設置が決定しました決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ここで、決算特別委員会の正副委員長互選等のため、暫時休憩いたします。

なお、執行部はここで退席となります。

午前10時9分休憩

午前10時18分開議

◎ 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）

○星原 透議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

その氏名を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

決算特別委員会 委員長 中野 廣明
副委員長 清山 知憲

○星原 透議長 ただいま朗読のとおりであります。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす3日から13日までは、決算特別委員会及び議事整理等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、14日午前10時開会、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時19分散会

10月14日（水）

平成 27 年 10 月 14 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	(同)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	(同)
22 番	押 川 修 一 郎	(同)
23 番	宮 原 義 久	(同)
24 番	黒 木 正 一	(同)
25 番	松 村 悟 郎	(同)
26 番	後 藤 哲 朗	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	井 上 紀 代 子	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	(同)
34 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
35 番	外 山 衛	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	中 野 廣 明	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	凶 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長 職 務 代 理 者	東 秀 一
教 育 長	飛 田 洋 章
公 安 委 員 長	山 崎 殖
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 英 征 明

◎ 決算特別委員長審査結果報告

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第23号から第27号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、決算特別委員長の審査結果報告を求めます。決算特別委員会、中野廣明委員長。

○中野廣明議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

当決算特別委員会に付託されました議案第23号から第27号に係る平成26年度決算の認定等について、各分科会を中心に審査を行ってきたところでありますが、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議案第23号「宮崎県歳入歳出決算」の概要についてであります。

平成26年度の一般会計決算額は、歳入5,856億3,588万9,000円、歳出5,739億2,639万1,000円で、前年度決算額と比べ、歳入が4.5%の減、歳出が4.1%の減であります。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は117億949万8,000円であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は58億6,070万6,000円の黒字となっております。

また、小規模企業者等設備導入資金など15の特別会計の決算状況は、総額で、歳入が1,182億7,395万8,000円、歳出が1,158億7,776万1,000円となっております。

次に、企業局が所管する3つの公営企業会計決算についてであります。

平成26年度決算では、地方公営企業会計基準の見直しに伴う特別利益等により、いずれも前

年度を大幅に上回る純利益が計上されております。

このうち、まず、議案第24号「宮崎県電気事業会計決算」の概要についてであります。

平成26年度の事業収益は51億2,665万9,000円、事業費用は37億8,315万6,000円で、当年度純利益は13億4,350万3,000円となっており、その他未処分利益剰余金変動額と合わせた未処分利益剰余金は18億9,150万2,000円となっております。また、その処分については、一部を資本金に組み入れ、残余は建設改良積立金等に積み立てることとされております。

なお、供給電力量の目標達成率は、降雨に恵まれるとともに、効率的な発電が行われたため、115.2%となっております。

次に、議案第25号「宮崎県工業用水道事業会計決算」の概要についてであります。

平成26年度の事業収益は8億5,810万円、事業費用は2億8,943万7,000円で、当年度純利益は5億6,866万3,000円となっており、その他未処分利益剰余金変動額と合わせた未処分利益剰余金は7億8,579万円となっております。また、その処分については、一部を資本金に組み入れ、残余は建設改良積立金等に積み立てることとされております。

なお、給水量の目標達成率は、新規ユーザーへの給水を開始したものの、一部ユーザーの使用水量が減少したため、97.9%となっております。

次に、議案第26号「宮崎県地域振興事業会計決算」の概要についてであります。

平成26年度の事業収益は6,009万6,000円、事業費用は1,805万3,000円で、当年度純利益は4,204万3,000円となっており、その全額を建設改良積立金等に積み立てることとされてお

ます。

なお、施設利用者数の目標達成率は101.4%となっておりま

す。最後に、議案第27号「宮崎県立病院事業会計決算」の概要についてであります。

平成26年度の事業収益は297億1,415万3,000円、事業費用は297億9,668万6,000円で、当年度純損益は8,253万3,000円の赤字となっておりますが、特別利益及び特別損失を除いた経常収支は3億3,652万1,000円の黒字となっております。これは、元県立富養園の解体等に伴う費用や、平成26年度から新会計基準が適用され、新たに賞与引当金を特別損失として計上したこと等によるものであります。

これらの決算審査に当たっては、予算の執行が議会の議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ効率的になされ、所期の事業目的が達成されたかどうかについて確認することを基本とした決算審査方針に基づき、慎重な審査を行いました。

その結果、一部に改善すべき点は見受けられるものの、全般的に適正に執行されており、議案第23号については賛成多数、議案第24号から第27号については全会一致で、認定、または可決及び認定すべきものと決しました。

以下、当委員会における指摘要望事項について申し上げます。

まず、総括的事項であります。

本県の財政を取り巻く状況は、今後、社会保障関係費に加え、防災・減災対策を初めとする喫緊の課題に多額の財源が必要になると見込まれるなど、さらに厳しさが増すものと考えられます。そこで、引き続き、財政改革を着実に推進し、効果的・効率的な予算の執行に努めるなど、財政の健全化に取り組むことを求めます。

次に、個別的事項として、次の諸点について、県当局の今後一層の取り組みや検討、改善を求めるものであります。

1つ、県税の収入未済額について、引き続き、市町村との緊密な連携により徴税対策の一層の強化を図り、さらなる縮減に取り組むこと。

1つ、中山間盛り上げ隊派遣事業のあり方を含め、持続可能な中山間地域の集落運営に向けたさらなる対策について検討すること。

1つ、母子寡婦福祉資金について、債権管理の適正化を図ることにより、収入未済額の圧縮に努めること。

1つ、自殺ゼロプロジェクト推進事業について、本県独自の対策の効果等を情報発信し、自殺対策に向けた取り組みをさらに推進すること。

1つ、県立病院における医業未収金について、安定的な病院運営に向けて、新たな未収金の発生の防止と債権の適正な管理に、より一層取り組むこと。

1つ、企業誘致について、今後も、県外事務所や企業誘致コーディネーターとの連携を密にし、東九州道開通に伴う利便性の向上等について積極的にアピールするとともに、立地企業へのフォローアップに努めるなど、企業立地及び定着に向けた取り組みを推進すること。

1つ、小規模事業者の支援について、大きな役割を果たす商工会や商工会議所が経営支援機関としての機能を十分に発揮できるよう、これまで以上に緊密な連携を図り、適切な支援に取り組むこと。

1つ、河川パートナーシップ事業について、行政が多様な主体と協働し、地域課題を解決していくことは、今後ますます重要になることか

ら、事業趣旨の積極的な周知に努めることで県民の理解を深め、官民協働による河川環境保全の取り組みをより充実したものとすること。

1つ、公共下水道の整備について、事業主体である市町村に対して今後も適切な助言や支援を行い、計画に沿った整備を促進すること。

1つ、松くい虫被害について、宮崎市の一ツ葉地域などの海岸松林は、保安林として災害防止機能があるだけでなく、本県の重要な景観資源であり、被害の拡大は本県の観光イメージ低下につながりかねないことから、効果的な対策に向けて今後も取り組むこと。

1つ、農業の担い手について、本県農業が魅力ある産業となるために、今後も意欲ある担い手の育成・確保に積極的に取り組むこと。

1つ、農水産物の輸出促進について、今後、県内外の関係団体等と積極的に連携して取り組むとともに、その効果が生産者の所得向上につながるような仕組みづくりに努めること。

1つ、高齢者の交通安全対策について、今後、高齢者ドライバーの増加も見込まれることから、引き続き、交通安全教室等において指導を行うなど、交通事故防止対策をより一層推進すること。

1つ、交通安全施設整備事業について、県民の命を守るために必要な箇所については、重大な事故が発生する前に積極的に信号機を設置すること。

1つ、教育委員会に係る監査結果報告書指摘事項等について、指摘事項等が多いことを真摯に受けとめ、学校事務職員等への指導やチェック体制の見直しを行うなど、再発防止策を徹底すること。

1つ、高等学校地区生徒寮について、寮生が心身ともに健康で充実した学校生活を送れるよ

う、関係機関と連携して環境整備に取り組むこと。

1つ、選手の育成・強化について、知事の政策提案で掲げられている「甲子園での優勝」等の目標が達成できるよう、目標に見合う予算規模での事業展開を行うこと。

1つ、学力向上のための取り組みについて、全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストの平成27年度の結果が小中学校ともに全国平均を下回っていることから、その結果を詳細に分析し、指導体制を整え、第二次宮崎県教育振興計画で掲げられている「学力全国上位」を目指した取り組みを進めること。

当委員会での指摘要望事項は以上であります。今後の予算編成及び事業執行に当たっては、当委員会並びに監査委員の指摘要望事項について特段の改善と努力が図られるよう、重ねて要望するものであります。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 以上で、決算特別委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 [登壇] おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

日本共産党を代表し、議案第23号「平成26年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」、反対

の立場から討論いたします。

平成26年度の一般会計は、実質収支で58億円余の黒字、単年度収支も36億円余の黒字が示されましたが、本決算の問題点は、第一に、昨年4月からの消費税増税を国の言いなりに認め、県の使用料・手数料などに増税分を転嫁し、県民負担をふやしたことです。

しかし、県はこの消費税収については、税法上、国に納付の義務はありません。ならば、少なくとも県の消費税転嫁はやめるべきではなかったでしょうか。また、歳出において、建設事業費や物品費などにかかる消費税も増税で新たな負担は相当額になるはずですが、算出できないと明らかにされません。果たしてこれでいいのでしょうか。このように消費税8%の実施は、県民の暮らしの全てに増税が襲いかかり、県の財政にも地域経済にも悪影響を与え、長引く景気低迷の中で、より一層厳しい事態を招いています。

一方、自主財源である地方消費税清算金は44億1,300万円余の増収です。これは消費税の県民負担そのものの結果であり、税収がふえたことを手放しで喜べるものではありません。県税収入も増収になっていますが、県税の収入未済額18億7,390万円余の85%、15億9,340万円余を個人県民税が占めており、県民の厳しい暮らしの実態を浮き彫りにしています。こうした県民の暮らしの状況をしっかり把握して、県民の苦労に心を寄せ、地方自治体の本旨を全うする県行政が求められました。

まず、福祉・医療に関して述べます。昨年6月に成立した医療介護総合確保推進法により、入院ベッド削減や介護抑制が本格化され、介護難民、医療難民問題が一層懸念される中、昨年の特養老人ホームの入所待機者は依然とし

て4,000人を超えており、県の対応が求められました。そのうち要介護1・2の方は1,610人おられ、この方々は待機者にもなれず、入所資格を失うことにもなります。こうした高齢者の生活実態を見ないやり方に対して、県民の福祉や暮らしを守る立場で、県は、本来の介護保険や医療制度に戻すよう国に求めることが必要であると思います。

また、国保の広域化が進められようとする中で、国保税が高過ぎて支払えない滞納世帯がふえています。昨年度、県内で一番高い国保税の自治体では、1世帯当たり年間19万7,238円という状況であり、滞納が続けば保険証が取り上げられ、病院にかかれぬ事態を招いていることを深刻に受けとめ、市町村国保に対する法定分以外の県の助成が求められていたと思います。

また、子育て支援の充実は不可欠であり、県民の要望の強い子供医療費助成の拡充や、300人を超す放課後児童クラブの待機児童の解消に真剣に向き合うべきです。

次に、不用額についてですが、平成26年度も64億7,100万円余と多額に及びました。総務費、衛生費、労働費、商工費、教育費などは前年度を上回る不用額です。とりわけ民生費、衛生費の扶助費や負担金・補助及び交付金などで多額の執行残が見られますが、医療や暮らしを支える予算ですから、単に見込みが下回ったなどとせず、制度の周知徹底を図ることや、医療費の公費負担や扶助費など必要な助成は十分に行うことが必要です。この不用額については、適切な時期に適切な見直しを図って、県民要求に応える生きた予算の使い方へ改善を図るよう求めたいと思います。

また、翌年度繰越額についても、前年度を下回ったとはいえ、313億9,300万円余と多額で

す。主な理由は国の緊急対策事業に伴うもので、国の予算執行のあり方そのものに問題がありますが、これで緊急対策の体をなすのか、指摘をしておきたいと思えます。

雇用の確保については、誘致企業頼みにせず、地元企業への支援も行って正規雇用をふやすことです。誘致企業については、雇用条件の明確化を図り、正規雇用の位置づけが必要と思えます。

また、エネルギー対策では、福島原発事故以来、安全な自然エネルギーへの転換を求める県民の声は高まっています。しかし、県の施策は後退し、家庭用の太陽光発電システム導入支援をカットしてしまい、民間任せにしてしまいましたが、もっと県がイニシアチブを発揮すべき課題だと思えます。

農業関連では、新規就農者の展開を図っているものの、TPP問題とも相まって、展望が持てない農業への後継者不足は深刻です。日本の農業、宮崎の農業は、家族農業の形態をしっかり支えることなしには成り立ちません。国は無責任にも、米価の下落対策で補填する制度を14年産米から廃止しましたが、国にも意見すると同時に、県の独自の対策は不可欠です。

教育関連では、前年度に比べ、公立学校教職員は77人の削減が行われていますが、少子化と言われる状況の中だからこそ、教員を減らさず、行き届いた教育を保障する少人数学級の推進を図るべきではなかったでしょうか。

最後に、平成26年度も「みやざき行財政改革プラン」に基づき、事務事業の見直しやアウトソーシングの推進、出先機関を含めた組織の統廃合が進められてきました。その結果、前年度より55名の人員削減、この10年間では1,429人の人員削減となっています。しかし、行政改革の

基本は、無駄な事業の見直しや、節約に努めるなどを徹底することです。住民サービスへの支障や職員の健康管理に支障を来すことにもつながりかねない職員の削減は問題です。ましてや、異常気象の中で、いつ起きるかわからない災害対策などに率先して従事することになる自治体職員の果たす役割は重要です。

以上、平成26年度決算について、幾つかの問題点を指摘し、県民の期待に応えられる今後の予算編成に生かしていただくよう申し述べて、決算認定についての反対討論といたします。以上です。〔降壇〕

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第23号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議案第23号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

◎ 議案第24号から第27号まで採決

○星原 透議長 次に、議案第24号から第27号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決及び認定、または認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり、可決及び認定、または認定されました。

◎ 議員発議案送付の通知

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成27年10月14日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 議会運営委員長 宮原 義久

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第7号

環太平洋戦略的経済連携（T P P）協定交渉の大筋合意に対する意見書

◎ 議員発議案第7号追加上程

○星原 透議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第7号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第7号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕 私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま議題となっております議員発議案第7号「環太平洋戦略的経済連携（T P P）協定交渉の大筋合意に対する意見書」に対して反対の立場から、討論をいたします。

本意見書は、農家・関係団体等を初め、広く県民から、T P P協定の合意が、農林水産業はもとより、関連産業へ甚大な影響を及ぼすのではないかと懸念の声が高まっていると紹介しているものの、我が国と本県の農林水産業に重大な影響を不可避的に与える今回のT P Pの大筋合意を認めることを前提にしているものであり、断じて同意できるものではありません。

大筋合意の内容を見ると、現在、関税をかけている農林水産物834品目のうち、オレンジやリンゴ、ソーセージなど約半数の品目の関税が撤廃されます。米については関税は維持されたものの、米国産の米を年7万トン、オーストラリア産の米を8,400トン無関税で輸入する枠を新設いたしました。7万8,400トンの米とは、本県で生産される米9万トンにほぼ匹敵するものがあります。牛肉は現在の38.5%を16年目には9%に、豚肉は安い価格帯で1キロ482円を10年目に50円に引き下げるなど、事実上、関税は撤廃されることに等しいものであります。バターや脱脂粉乳は優遇輸入枠を設定いたしました。生

乳換算で6年目に7万トン輸入することとなります。

2013年4月の衆参両院の農林水産委員会は、米、牛肉・豚肉、乳製品、麦、サトウキビなどの甘味資源作物、いわゆる重要5品目を関税撤廃の例外とし、段階的な関税撤廃も認めない、日本の主張が通らないときはTPP交渉から脱退も辞さないという内容の決議を行っております。今回の大筋合意がこれから国会で審議されるまでもなく、この決議に相反していることは明瞭であります。

TPPは、国民経済に広範囲に重大な影響をもたらす条約であります。日本政府の諸提案も交渉相手国からの要求も一切明らかにしないまま、国民の目から隠れて徹底した秘密交渉で行われてきました。この問題についても、国会決議は、「交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること」と明記しておりますが、安倍政権の交渉姿勢は、国会決議さえ踏みじり、国民を無視したものであります。大筋合意が本協定となり、具体的に動き始めるなら、先進資本主義国の中では桁外れに低い食料自給率がさらにさらに低下することになります。そして、日本の農業は一つの産業の体をなさなくなると思います。農業を基幹産業としている本県の経済と県民の暮らしに、はかり知れない打撃を与えることは必定であります。

このように食料主権をアメリカを初め外国に売り渡しておいて、どのように国内対策を立ててみても、農業と地方の経済が振興することは絶対にないと断言できると思います。政府は一方で地方創生を口にしておりますが、白々しい限りであります。ある新聞社の社説は、「地方

創生に逆行する愚策だ」と論じましたが、そのとおりだと思います。TPPを推進する最大の目的と動機は、日本とアメリカなどの大企業が貿易の障壁を取り払って、さらにもうけを上げたい利益第一主義にあります。TPPを推進する勢力が主張する国益とは、このことを指しているのもであって、国民の命や暮らしを守ることではありません。国会決議や国民の声を無視してTPPを推進する、ここには世界に例がないほどの異常なまでのアメリカ追随と大企業中心の政治があります。

合意結果が地方の農林水産業や地域経済全体に与える影響を分析し公表することや、国会において審議を十分に尽くすことは、当然のことではありますが、国会決議や農業団体等の要求に相反する合意を幾ら丁寧に説明しても、不安を取り除くことは絶対にできないと思います。TPP交渉は決着したわけではありません。これから協定文書を作成し、その調印、さらには各国の批准、国会承認という段階があります。したがって、真に県民に責任を持つのであるなら、直ちにTPPから撤退を、そして調印中止を求めるべきであります。こうした立場に立たず、また大筋合意したことに対して抗議の意さえ表明していない意見書は、禍根を残すものとなると思います。

以上で討論を終わります。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第7号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

議員発議案第7号についてお諮りいたします。

平成27年10月14日(水)

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○星原 透議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成27年9月定例県議会を閉会いたします。

午前10時34分閉会